

# 青森県報

号外第九十五号

令和七年  
十二月八日  
(月曜日)

## 目 次

## 公安委員会

- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………（情報管理課）：一
- 青森県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則による告示……………（同）：三

## 公安委員会

- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。
- 令和七年十二月八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

## 青森県公安委員会規則第十五号

- 青森県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則

- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- （趣旨）  
第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した

- 第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）及び青森県行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法令等（法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公安委員会等 公安委員会、警察本部長、警察本部の所属長及び警察署長をいう。

二 電子署名 次に掲げるものをいう。

（一）電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

（二）政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を證明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職證明書に基づく電子署名

三 電子證明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを證明するため作成する電磁的記録をいう。

## （電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示）

第三条 公安委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項又は条例第三条第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものと定めたときは、これを告示するものとする。

青森県公安委員会等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則

（申請等の手続）

第四条 前条の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならぬ。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うとき併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を併せて入力しなければならない。

4 前二項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

#### 一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項

（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書

三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

5 公安委員会等は、第二項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項

を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインター

ネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかるらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第二項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項

又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第四項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分があるべき若しくは記録すべき事項を併せて入力しなければならない。

（申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合）

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第二項又は第三項の規定による入力が困難である場合

四 前三号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

五 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行つた日から一週間以内にしなければならない。

#### （処分通知等の手続）

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならぬ。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める

場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第九条 情報通信技術活用法第七条第四項及び条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(委任)

第十一條 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、令和七年十一月十五日（次項において「施行日」という。）から施

行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第六条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

青森県公安委員会告示第百五十号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和七年十二月青森県公安委員会規則第十五号。以下「規則」という。）の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等を次のとおり定め、令和七年十二月十五日から施行するので、次のとおり告示する。

なお、この告示の施行に伴い、青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示（平成十九年十一月二日青森県公安委員会告示第百十六号、平成二十年三月二十四日青森県公安委員会告示第二十五号、平成二十一年四月十七日青森県公安委員会告示第四十一号、令和三年五月三十一日青森県公安委員会告示第六十五号、令和三年十二月二十四日青森県公安委員会告示第一百三十八号、令和四年十二月二十三日青森県公安委員会告示第一百四十三号及び令和五年二月二十七日青森県公安委員会告示第二十六号）は廃止する。

令和七年十二月八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 規則第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行わせができる申請等は、別表の法令等の名称及び条項に掲げる規定に基づく申請等とする。

二 規則第四条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基本準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

三 規則第四条第三項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スマートフォンその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければ

ならない。

四 規則第四条第四項に規定する公安委員会又は警察本部長が定める場合は、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

五　規則第五条に規定する申請等を行つた者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

六 規則第六条第一項の場合において、規則第四条第二項及び第三項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

七　規則第七条第一項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

八　規則第八条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第四条第二項に規定する方法によつて公安委員会等に届け出るものとする。

別表

法 令 等 の 名 称	条 項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律（昭和二十三年法律第百 二十二号）	第五条第一項、第五条第四項、第七条 第一項、第七条第五項、第七条の二第 一項、第七条の二第三項、第七条の三 第一項、第七条の三第三項、第九条第 一項、第九条第三項第一号、第九条第 三項第二号、第九条第四項、第九条第 五項、第十条第一項、第十条の二第二 項、第十条の二第五項、第十条の二第

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 号)	警察法（昭和二十九年法律第百六十二 号）	古物營業法（昭和二十四年法律第百八 号）	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百 四十九号）	質屋營業法（昭和二十五年法律第百五 十八号）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 号）
第五十九条第五項、第五十九条第九 项、第二十条第十項、第二十四条第六 项、第二十七条第一項、第二十七条第六 项、第三十一条第二項、第三十一条第 三項、第三十一条の二第一項、第三 一条の二第二項、第三十二条の七第 一項、第三十二条の七第二項、第三十 三条第一項、第三十三条第二項、第三 十八条の二第三項及び第四十四条第一 項	第七十九条第一項 条第五項	第五条第一項、第五条第四項、第七条 第一項、第七条第二項、第八条第一 項、第十条第一項、第十条第三項、第 十条の二第一項、第十条の二第二項、 第十四条第一項及び第十八条第二項	第十七条第一項、第十七条第七項、第 十七条第八項、第十九条第一項、第十 九条第四項、第二十四条第一項、第二 十四条第三項及び第二十五条第一項	第二条第一項、第四条第三項、第八条第四 项、第九条第一項、第十四条第二項、 第二十八条第三項第一号及び第二十八	第五十九条第五項、第五十九条第九 项、第二十条第十項、第二十四条第六 项、第二十七条第一項、第二十七条第六 项、第三十一条第二項、第三十一条第 三項、第三十一条の二第一項、第三 一条の二第二項、第三十二条の七第 一項、第三十二条の七第二項、第三十 三条第一項、第三十三条第二項、第三 十八条の二第三項及び第四十四条第一 项、第二十条第十項、第二十四条第六 项、第二十七条第一項、第二十七条第六 项、第三十一条第二項、第三十一条第 三項、第三十一条の二第一項、第三 一条の二第二項、第三十二条の七第 一項、第三十二条の七第二項、第三十 三条第一項、第三十三条第二項、第三 十八条の二第三項及び第四十四条第一 项

規制に関する法律（昭和三十二年法律 第一百六十六号）	放射性同位元素等の規制に関する法律 （昭和三十二年法律第一百六十七号）	第十八条第五項及び第三十一条の二 の三
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三 年法律第六号）	第三条第一項、第三条第二項、第三条 第三項、第三条の二第二項、第四条の 二第一項、第四条の三第一項、第五条 の三第三項、第五条の四第三項、第七 条第二項、第七条の三第一項、第八条 第三項、第九条第三項、第九条の二第 一項、第九条の三第一項、第九条の四 第一項、第九条の四第二項、第九条の 五第二項、第九条の六第二項、第九条 の九第一項、第九条の九第二項、第九 条の十第二項、第九条の十三第一項、 第九条の十三第三項、第九条の十六第 一項、第十条の八第一項、第十条の八 第四項、第二十一条の三第一項第四 号、第二十二条の二第二項、第二十二 条の三第二項、第二十三条、第二十五 条第五項及び第二十九条第一項	第三条第一項、第三条第二項、第三条 第三項、第三条の二第二項、第四条の 二第一項、第四条の三第一項、第五条 の三第三項、第五条の四第三項、第七 条第二項、第七条の三第一項、第八条 第三項、第九条第三項、第九条の二第 一項、第九条の三第一項、第九条の四 第一項、第九条の四第二項、第九条の 五第二項、第九条の六第二項、第九条 の九第一項、第九条の九第二項、第九 条の十第二項、第九条の十三第一項、 第九条の十三第三項、第九条の十六第 一項、第十条の八第一項、第十条の八 第四項、第二十一条の三第一項第四 号、第二十二条の二第二項、第二十二 条の三第二項、第二十三条、第二十五 条第五項及び第二十九条第一項

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等	自動車の保管場所の確保等に関する法 律（昭和三十七年法律第一百四十五号）	第一項、第九十二条の二第一項、第九 十条第二項、第九十九条第一項、第 一百条の二第五項、第一百一条の六第一 項、第一百四条第二項、第九十九条の二の 二第六项、第一百四条の四第一項、第百 八条の五第四項、第一百七条の七第二 项、第一百八条の三十二の二第一項、第 一百八条の三十二の二第一項第三号及 第一百八条の三十二の三第一項第三号の イ
道路交通法（昭和三十五年法律第一百 号）	警備業法（昭和四十七年法律第一百十七 号）	第五条、第七条第一項、第十三条第三 項及び第十三条第四項
行政手続法（平成五年法律第八十八 号）	第十条、第十三条及び第二十三条第一 項	第五条第一項、第七条第一項、第十一 条、第十条第一項、第十一条第一項、第 十二条第三項、第十六条第二項、第十 六条第三項、第十七条第二項、第二十 二条第五項、第二十二条第六項、第二 十三条第五項、第四十条、第四十二条 及び第四十二条第三項

（平成七年法律第六十五号） に関する法律（平成七年法律第六十五号）	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）	第九条第一項 第五十六条の二十七第一項
（平成二十八年法律第九号） 型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七条）	第一条及び第九条第二項 第五十五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第七条第二項
（平成二十八年法律第七十三号） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）	第五十条 第五十六条の二十七第一項
（昭和三十二年政令第三百二十四号） 火薬類取締法施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	第五十九条及び第三十三条 第一条及び第三条
（昭和三十二年政令第三百二十四号） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	第五十条 第五十六条第一項及び第七条第二項
（昭和三十三年政令第三百七十号） 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（昭和三十七年政令第二百八十八号） 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（昭和五十三年政令第三百八十五号） 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）	（昭和三十七年政令第二百八十八号） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第二百九十二条）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（昭和三十七年政令第二百八十八号） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	（昭和三十七年政令第二百八十八号） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条

（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	第十一条第三項 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
（平成二十八年法律第七十三号） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	（平成二十八年法律第七十三号） 火薬類取締法施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	第九条及び第三十三条 第一条及び第三条
（昭和三十二年政令第三百二十四号） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	（昭和三十二年政令第三百二十四号） 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	第五十条 第五十六条第一項及び第七条第二項
（昭和三十三年政令第三百七十号） 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	（昭和三十七年政令第二百八十八号） 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	第五十条 第五十六条第一項及び第七条第二項
（昭和三十七年政令第二百八十八号） 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）	（昭和三十七年政令第二百八十八号） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第二百九十二条）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（昭和三十七年政令第二百八十八号） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	（昭和三十七年政令第二百八十八号） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条
（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	（平成二十七年政令第三百九十一号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）	第五十条 第五十六条第一項及び第八条

質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）	第七条第二項、第七条第三項及び第九条
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第四条第二項、第四条第四項、第五条
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第三項、第六条第三項、第十二条第二項、第二十条、第二十六条、第三十六条
第六条の三の五、第八条第一項、第八条の五第一項、第九条の十九第二項、第十八条の二の三第二項、第十八条の二、第二十九条の二の三第三号、第二十九条の二の五第一項第四号、第二十九条の二の五第四項、第二十九条の二の六第四項、第三十一条の五第三項、第三十六条、第三十八条第二項第一号、第三十八条の二、第三十八条の四第三項及び第三十八条の四の二の二第三項	第三十九条第一項、第四十条、第四十六条第一項、第四十六条第二項、第五十四条、第八十条、第九十条第二項、第九十七条、第一百条第二項、第一百零四項、第一百二条第三項、第一百二十二条第三項、第一百三十三条第二項及び第一百六条
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）	第五十九条
災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）	第六十条の三第一項及び第六条の四第一項

獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）	第八条、第九条第四項及び第十一条第二項
大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）	第六条の三第一項及び第六条の四第一項
警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）	第二十一条、第四十二条第一項及び第六十三条第一項
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）	第六十条の三第一項及び第六条の四第一項
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）	第六十条の三第一項及び第六条の四第一項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第一号）	第四十条第二項、第四十五条、第五十五条第二項、第六十一条第二項及び第六十二条第二項
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第三号）	第一条第一項、第三条第一項、第五条第一項及び第五条第二項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）	第七条の二第二項、第七条の二第四項及び第七条の二第五項
指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）	第四条第一項、第四条第三項、第十一
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公	第十七条第一項及び第十九条第二項

	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）	第六条
	苦情の申出の手続に関する規則（平成十三年国家公安委員会規則第十一号）	第三条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条第一項及び第十八条第一項
	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）	第三条第一項、第三条第二項、第三条第四項、第八条第一項、第八条第二項、第八条第三項、第十条第一項及び第十条第二項
	確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）	第二条第一項、第二条第三項、第七条第一項、第九条第二項、第十条第二項、第十条第五项、第十二条第一項、第十三条第一項及び第十三条第二項
	警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）	第九条第一項、第十条、第十二条第一項、第十二条第二項及び第十四条第一項
	遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）	第二十六条、第二十八条第二項、第十八条第三項（第一号イ及び第二号イを除く。）、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第一項及び第四十条
	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則	第二条第一項及び第四条第一項

(令和四年国家公安委員会規則第四号)	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）	第四条第一項第四号、第四条第二項第四号、第八条第一項及び第八条第三項
青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）	第五条第一項第一号、第五条第一項第二号、第五条第一項第三号、第五条第一項第五号、第五条第一項第六号、第五条第一項第七号、第七条第一項、第八条第一項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十三条の二第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十六条第二項、第十九条第一項、第十九条第二項、第十九条の二及び第二十二条第一項、第十八条、第十九条第一項、第十九条第二項、第十九条の二及び第二十二条第一項

(発行所  
青森市長・島  
一丁人)  
森目一番一  
県号

(印刷所  
青森市第二  
東奥印刷株式会社  
間屋町三丁目七  
人)

定価小口一枚二付  
毎週月・水・金曜日發行  
二十一円七十錢